

景観計画区域内行為届出チェックシート

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉋物の採掘、
その他の土地の形質の変更

※対応欄に✓を、該当しない場合は斜線を記入し、対応できない理由等あれば備考欄に記入してください。

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
/	/	【基本的配慮事項】 周辺の景観との調和や景観の連続性を保つよう配慮すること。	/	/	/
		現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう配慮している。			
		法面・擁壁が生じる場合には、緩やかな勾配とし、植栽、緑化ブロック、修景ブロック等を使用するよう配慮している。			
		樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保全するよう配慮している。			
		既存の石垣は、保全するよう配慮している。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮している。			
		土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に調和した塀の設置などで遮蔽するよう配慮している。			
		行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行うよう配慮している。			